

渋川市有墓地利用者募集案内



【問い合わせ先】

渋川市市民環境部環境森林課 電話 0279-22-2114

市有墓地（渋川市伊香保町伊香保地内）を永代使用する人を募集します。管理上の条件、手続き、制限を遵守していただくことが前提になりますので、募集内容、注意事項等をよくお読みのうえお申し込みください。

また、墓地内は出入り可能ですので、必ず事前に現地をご確認ください。

◇募集区画

別紙区画図にてご確認ください。

◇永代使用料

60,000円／㎡

区画番号	分区	面積(㎡)	永代使用料(円)
F-077	第1分区	9	540,000
F-086			
F-103			
F-106			
F-130		12.24	734,400

◇管理料

年額 1,200円（年度途中で利用を開始した場合は月割り。）

◇申込資格

申込日時点において、本市に住所を有し、かつ、1年以上居住している世帯主。

◎すでに市有墓地の使用許可を受けている方の申込は無効となります。

◎区画内の清掃及び除草など善良なる管理ができる方を前提とします。

◇申込方法

申込用紙（市役所本庁舎2階環境森林課にあります）に必要事項を記入し、環境森林課へ提出してください。（先着順・郵送不可）

お問い合わせ、申込書の提出は、午前8時30分から午後5時15分まで（市役所閉庁日を除く）です。電話での申込はできません。

◇申込にあたっての注意事項

①申込は1世帯につき1区画に限ります。

②次の場合は、申込すべてを無効とします。

- ・ 同一者が二重、複数区画の申込をしたとき
 - ・ 世帯主以外の者が申込をしたとき
 - ・ 記載事項に虚偽や事実と異なる内容があるとき
- ③申込者の方が、墓地利用名義人となります。
- ④区画は現況のままでの引き渡しとなります。
- ⑤利用者決定後の区画の変更及び納付した使用料の返還はできません。

◇申込期間

随時

◇手続きの流れ

- ・ 墓地利用許可申請書の提出（世帯主・続柄・本籍・筆頭者の情報が
入った世帯全員の住民票を添付してください。）
↓
- ・ 墓地利用許可証、永代使用料及び墓地管理料の納入通知書の発送
↓
- ・ 指定期限までに納付
※期限までに納付がない場合、利用許可を取り消す場合があります
ますのでご注意ください。

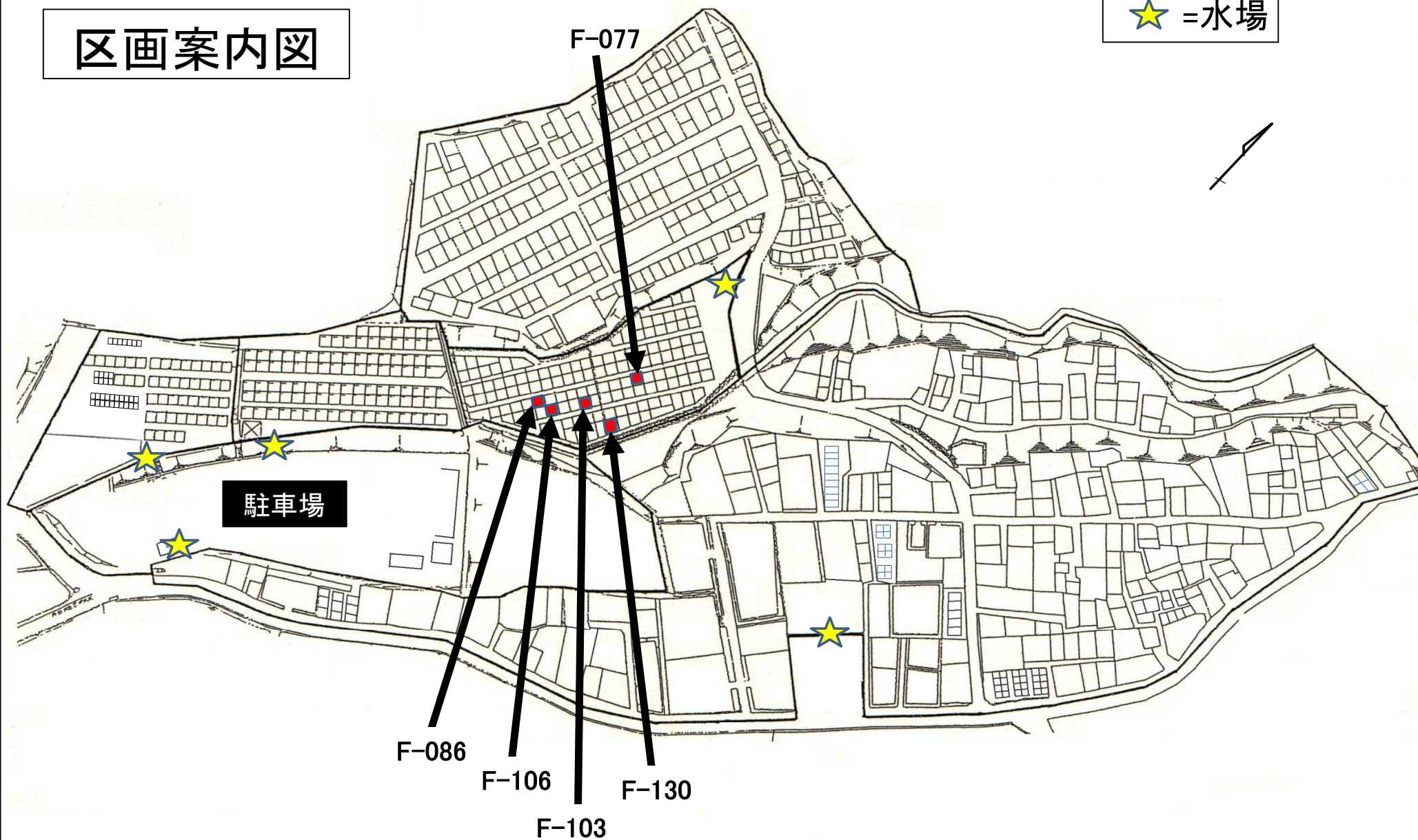
◇利用上の注意事項

- ①利用者が責任をもって、当該区画内及び周辺の清掃、除草、墳墓等の維持管理を行うこと。
- ②次に該当する場合は必ず届出を行うこと。
- ・ 墓石等の新設・改造等を行うとき（設置基準あり）
 - ・ 埋蔵（納骨）するとき（改葬含む）
 - ・ 墓地利用者の変更が必要なとき
 - ・ 住所等を変更したとき
 - ・ 墓地を利用しなくなるとき（他に墓地を購入し、改葬する場合も含む） ※利用者負担で原状復旧後に返還いただきます。
- ③次に該当する場合は、利用許可効力が消滅します。
- ・ 利用者が死亡した日から起算して、5年を経過しても承継者がいないとき。
 - ・ 利用者が住所不明になり10年経過し、承継者が不明なとき。
- ④墓地利用権の転貸・譲渡はできません。
- ⑤その他渋川市有墓地条例及び同条例施行規則を遵守し利用すること。
- ⑥墓地を返還したとき、これまで支払った管理料・永代使用料は返納しません。



区画案内図

★ = 水場



F-77



F-86



F-103



F-106



F-130



